

平成27年第2回野田市総合教育会議議事録

- ◇日 時 平成27年8月26日（水）午後3時開会 午後3時30分閉会
- ◇場 所 野田市市役所 本庁舎 低層棟4階 委員会室
- ◇出席者 根本崇野田市長 東條三枝子教育長 高橋保教育委員 伊藤稔教育委員
飯田芳彦教育委員 永瀬大教育委員
- ◇説明職員 釜田正雄生涯学習部長 杉山一男生涯学習部次長（兼）教育総務課長 伊藤公夫
参事（兼）社会教育課長 横島司社会体育課長 上原定夫青少年課長 相島一美
文化センター長 寺田幸生興風図書館長 長谷川昌男学校教育部長 桑原辰夫学
校教育部次長（兼）指導課長 長妻美孝学校教育部参事（兼）学校教育課長
- ◇書 記 松田隆教育総務課長補佐

◇議事日程

- (1) 開 会
- (2) 市長挨拶
- (3) 教育長挨拶
- (4) 委員紹介
- (5) 議 事
議案第1号 野田市総合教育会議運営要項案について
議案第2号 総合教育会議の今後の予定について
議案第3号 大綱の策定方法について
その他
- (6) 閉 会

<杉山教育総務課長>

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、ご臨席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます教育総務課の杉山でございます。どうぞよろしく
お願い致します。

会議を始めます前に、本日の会議資料について確認させていただきます。まず会議次第、
A4の1枚です。議案第1号、これが議案第1号と野田市総合教育会議運営要項（案）に
ついてという資料が添付されております。議案第2号、大綱素案について。大綱素案、そ
れとやはり説明資料大綱素案についてが添付されております。それから資料が1から7に
なります。資料1、野田市教育委員会傍聴人規則、資料2、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の抜粋、資料3、文部科学省初等中等局長通知（抜粋）、資料4、野田市行
政改革大綱（抜粋）、資料5、第2期国の教育振興基本計画との比較及び概要、資料6、
平成27年度教育委員会基本方針、資料7、野田市総合計画（抜粋）となります。以上7点
となります。

資料に不備等がございましたら、お申し付けいただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議につきまして申し上げます。総合教育会議は、地方教育行政の組
織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、個人の秘密を保つため必要があ
ると認めるとき、または会議の公正さが害されるおそれがあると認められるとき、そのほ
か、公益上、必要があると認められるときを除いては、公開することとされております。
したがって、公開することが原則でありますので、市民の皆様には周知をするため、市
報及び市ホームページに掲載予定を掲載いたしております。

会議の傍聴は、会議資料をご覧いただきながら行い、傍聴できる人数は先着15名とさせ
ていただいております。

また、本日は別に報道機関の方もお見えになっており、取材を許可しております。会議
冒頭での写真撮影も許可していることをご報告致します。

また、本日の会議につきましては、議事録作成のため、録音機を使用させていただきます
ので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

会議資料及び議事録は、市役所及び関宿支所の行政資料コーナーに配置し、閲覧できる
ようにしますとともに、また、ホームページ上で公開しますので、よろしくお願い致します。

では、ここで出席者についてご報告申し上げます。本日の会議に出席されているのは、
根本市長、東條教育長、高橋教育委員、伊藤教育委員、飯田教育委員、永瀬教育委員で
ございます。

次に、傍聴者の報告をさせていただきます。本日の会議には、3人から傍聴の申し込み
がありましたので、これから入室いただきます。また、審議途中で傍聴希望があった場合
には入室いただくこととなりますので、ご了承願います。それでは、お願い致します。

では、これより、平成27年度第2回野田市総合教育会議を開会致します。

初めに野田市長、根本崇よりご挨拶申し上げます。

<議長：根本市長>

一言、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

皆様方には大変お忙しい中、総合教育会議に出席いただきまして、ありがとうございます。
御礼を申し上げたいと思っております。

今回の会議でございますが、前回、お決めいただきました方針に基づきまして、作業を

進めてまいりました。まずは運営に関する諸規定、これについて定めてきておりますので、それについてご判断をいただきつつ、さらに申し上げれば、大綱でございますが、これはどちらかというと、教育委員会の教育委員の皆様方には十分ご承知の、教育委員会のほうで定めました方針に従いまして、今回、大綱の素案をつくらさせていただきました。いずれ、この素案につきましてはパブリックコメント等をさせていただきながら、決定させていただくという形になろうかと思っております。

皆様方に活発なご議論をいただく中で、いい形のものをつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

<杉山教育総務課長>

ありがとうございました。

続きまして、野田市教育委員会教育長、東條三枝子よりご挨拶申し上げます。

<東條教育長>

一言、ご挨拶を申し上げます。

前回の第1回総合教育会議におきまして、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するための仕組みを市長、教育委員会の双方の合意のもと、構築できましたことは、教育行政を担当する教育長といたしましては本当にありがたいことであったなというふうに考えております。

このことを踏まえつつ、今回の教育委員会制度改革が実のあるものとなるように、野田市の教育行政の振興に一層努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<杉山教育総務課長>

ありがとうございました。

それでは、これより議題に入りますが、当会議の議長につきましては市長をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

<議長：根本市長>

それでは、さっそくでございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

議案第1号を議題とさせていただきます。野田市総合教育会議の運営要項(案)についてでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、説明させていただきます。

野田市総合教育会議運営要項(案)についてでございます。お配りしました資料、議案第1号の後ろの野田市総合教育会議運営要項(案)についてに沿って説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項に同法第1項から第8項に規定するもののほか、総合教育会議の運営に必要な事項は総合教育会議が定めるとされております。このため、総合教育会議の運営に関する内規として運営要項を定めたいと考えております。

この地教行法で定められている法定事項は、2、法定事項として列挙させていただいております。所掌事務、組織、招集、意見の聴取、会議の公開、議事録の作成及び公表、調整結果の尊重、委任、これらが法定事項として定められております。この法定事項以外のものについて必要な事項を定めることにします。

3、制定内容でございます。第1条、趣旨。今申し上げたとおり、制定の趣旨につきま

しては法に定めるもののほか、必要な事項を定めることといたします。

第2条、会議。市長が議長となることを定めるほか、会議の招集の手続、定例会の回数を定めることとしたいと思っております。定例会につきましては年2回とさせていただきます、開催時期は4月及び10月を想定いたしますが、要項上は柔軟な対応がとれるように明記しないこととしたいと考えております。

第3条、協議題及び協議事項。第1回総合教育会議で決定した協議題及び協議事項と大綱策定方法について規定したいと考えております。第3条、総合教育会議に市長からの協議、調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとする。2、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。これは前回の総合教育会議において承認されたものでございます。

第4条、会議の非公開について定めさせていただきます。あらかじめ会議を非公開した場合の公表について規定したいと考えております。これは想定しておるのは、例えばいじめ問題で個人のプライバシーの保護が必要な場合については、あらかじめ非公開として会議を開催する旨をホームページ等で周知したいという考えから、この規定を設けたものでございます。

第5条、会議の傍聴。会議の傍聴につきましては、野田市教育委員会傍聴人規則の例によることにさせていただこうと考えております。

第6条、議事録。議事録の記載内容と公表する部分について規定したいと考えております。議事録につきましては出席者の氏名、議題、出席者の発言の概要、その他必要と認めることを記載させていただき、議事録は法第1条の4第6項により、非公開で実施したものを除き、公表するものとしたと考えております。

第7条、庶務。総合教育会議の事務局は教育委員会事務局教育総務課に置くことが決定されておりますので、次のとおり、庶務の処理について規定したいと考えております。総合教育会議の庶務は教育委員会事務局生涯学習部教育総務課において処理することといたします。

第8条、補足。この他、要項に定めるものについては、必要な事項は会議で定めることとすると思っております。

以上、運営要項（案）について説明させていただきました。

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました要項案でございますが、ご質問、ご意見等がございましたらば、お願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

高橋委員。

<高橋委員>

1点、確認をさせていただきたいんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律という資料をつけていただいているんですが、この中を読みますと、緊急の場合には地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であるというふうにうたわれているわけなんです。

確かにこういう場合があるときがあると思うんですが、この案件については、この要項にうたわなくても大丈夫なんでしょうか。その確認をさせていただきたいと思います。

<議長：根本市長>

事務局、答弁をお願いします。

<事務局>

今、ご指摘いただいたのは局長通知の抜粋のほうからのご指摘でしょうか。

まず、この会議の成立要件から説明させていただきますと、総合教育会議は市長、首長と教育委員会、実施機関同士の会議でございます。ですから、まず定数の定めがございません。文科省の通知によりますと、基本は教育委員の全員参加を基本とするけれども先ほど、委員がおっしゃったとおり緊急の場合は、市長と教育長の出席をもって会議することも可とするということになっております。

これは通知文でそのようなことが示されておりますので、そういった緊急事態があった場合には、その両者によって総合教育会議が開催されるものとして考えておりますので、あえてこちらの運営要項には記載しておりません。

ですから先ほど申し上げた定数要件、例えば通常の会議でございますと、会議は半数以上の出席をもって成立するという、そういったものを記載されてくるのですが、他市の事例を調べましても、そういったことは載せてございませんし、そもそもが先ほど申し上げたような会議の構成でございますので、その点は記載はしてございません。

ただし、先ほど、委員がおっしゃったとおり、緊急の場合に限っていえば、市長と教育長の総合教育会議は成立すると。ただし、その場合におきましては、教育長におかれましては教育委員会を代表して出てくることになっておりますので、教育委員会の意思を持って、その場で発言するということになっております。ですから教育委員会内で調整できていない場合においては、一度持ち帰って、また教育委員会に諮るということも手続と考えているようなことが通知文に書いてございました。

以上でございます。

<議長：根本市長>

よろしいですか。

<高橋委員>

はい、わかりました。ここの要項には記入はしないけれども、実際、そういうことはありますよということですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

<議長：根本市長>

念のため、確認させていただくと、通知文に書いてあるから、この中には書き込まなくても十分なんだということですのでよろしいということですね。

<事務局>

はい、そのように考えております。

<議長：根本市長>

よろしいですか。

<高橋委員>

はい、ありがとうございました。

<議長：根本市長>

その他、いかがでございましょうか。

特に皆さん方からご質問、ご意見等ございませんようでございますので、特にご意見がございませんようですので、お諮りをいたしたいと思っておりますけれども、本案については原案のとおり、決定させていただいてよろしいでしょうか。

<全委員>

(異議なし)

<議長：根本市長>

ありがとうございます。

それでは、採用を決定させていただきたいと思います。

次に、一番本題でございますが、議案第2号の大綱素案について事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

<事務局>

議案第2号、大綱素案についてご説明申し上げます。

お手元にお届けしました資料、議案第2号の添付資料、大綱素案についてに基づきまして説明させていただきます。

まず、おさらいになりますが、大綱についての概要をもう一度、ご説明させていただきます。

1、大綱について、表題を列記させていただいておりますが、地教行法で規定しているものの主な内容でございます。

策定者は市長であります。

それから参考とする事項は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて策定する。それから、野田市の場合におきましては、教育振興計画は定めておりませんが、それに代わるものとして、教育委員会の基本方針があることから、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するためにも、その基本方針に沿って大綱を策定することといたしております。

記載する事項といたしまして、地方公共団体の教育、学術、文化の施策に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を記載することとなっております。

策定の手続につきましては、あらかじめ総合教育会議において協議するものとなっております。

法律上の効果といたしましては、総合教育会議において協議、調整のついた事項については市長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負うこととされています。

公表につきましては、大綱を定め、または変更したときは遅滞なく公表しなければならないとされております。

対象期間は4年から5年とされております。

以上を踏まえまして、野田市の大綱といたしましては、大綱の名称は、地教行法では教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされております。自治体によっては教育大綱、教育の振興に関する施策の大綱、教育の施策の大綱、教育に関する大綱などの名称を使用しております。野田市におきましては簡潔でわかりやすい野田市教育大綱という名称を使用したいと考えております。

大綱の内容につきましてでございますが、野田市におきましては教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、大綱の策定に当たっては野田市行政改革大綱、平成27年4月に改定されたものに示された考え方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定するものとなりました。

この基本方針は、野田市教育委員会が野田市総合計画の基本目標3、未来を拓く「文化とのふれあいのまち」の基本方針、学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成、人権教育の充実を踏まえ、毎年策定しているものであり、この基本方針において定めた目

標1から3が大綱の内容とされる「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、この目標1から3をもって野田市教育大綱としたいと考えております。

大綱の構成につきまして、大綱の本文をご覧いただきたいのですが、第1章につきましては大綱の策定について。目次だけが野田市がついておりますけれども、1、大綱策定の趣旨、2、大綱の名称、3、野田市教育大綱の策定の考え方、4、野田市教育大綱の実施期間、5、野田市教育大綱の見直しについて、6、野田市教育大綱の推進についてとさせていただきます。

大綱の期間につきましては、大綱が対象とする期間は法律では定められておりません。地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているというふうな文科省の通知が来ております。

他の自治体を例にしますと、総合計画、教育基本振興計画、基にした計画に合わせて設定する場合と長の任期に合わせて4年とするという自治体がありました。

野田市におきましても、現総合計画が27年度で終わること、基とする基本方針が27年度を対象としたものであることから、国から示された期間、4年から5年のうちの5年としたいと考えております。

大綱の見直しにつきましては、野田市教育大綱の対象とする期間は5年といたしますが、現在策定中であります本市の総合計画や今後の社会情勢の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて、適宜見直していくものとしてと考えております。

大綱の推進につきましては、大綱に定めた目標を達成するために引き続き毎年、野田市教育委員会基本方針を定め、目標達成のために施策を実施し、その取り組み状況について法第26条に基づく、毎年実施しております教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させることとしたいと考えております。

今後のスケジュールについて申し上げます。本日、この素案を決定させていただきまして、9月9日から10月8日までパブリックコメント手続に付したいと思っております。10月28日の予定で第3回の総合教育会議を開催いたしまして、大綱を決定したいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

<議長：根本市長>

説明は以上でございますが、ご質問、ご意見等がございましたらば、お願いしたいと思います。

東條教育長。

<東條教育長>

大綱につきましては、前回の総合教育会議におきまして、教育委員会が策定をする基本方針に沿って策定をするということにさせていただいたところでございます。大綱素案につきましても、私ども教育委員会が作成した案を議案として提出していただいておりますので、教育委員会としては特段の意見、質問はございません。

今後、教育委員会といたしましては、パブリックコメント手続を経て、市民の皆様のご意見を頂戴し、よりよい大綱を作成したいというふうに考えております。

以上でございます。

<議長：根本市長>

皆さん方のほうで議論して、つくっていただいているものでございますので、特に、今、教育長がおっしゃったように意見はないのかもしれませんが、特にこういう点をというように思いもございましたらば、お話しただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

伊藤委員。

<伊藤委員>

大綱につきましては、教育委員会の中でこれまでも議論を続けてきているわけですが、私も委員の1人として、基本目標にあります学校と地域社会が一体となり、確かな学力、豊かな心、健やかな体というテーマ、私も地域社会の職場が組織の一つで勤めておりまして、野田の子どもたちの学力向上に向けて、自分の勤めている組織も教育機関として野田の子どもたちのための教育支援として、さらに今まで以上にできることを、教育委員としてできることをぜひ、微力ですけれども、貢献したいというふうに思いました。

以上です。

<議長：根本市長>

ありがとうございます。

ご意見としては、高橋委員はよろしいですね。

その他、いかがでございましょうか。

飯田委員。

<飯田委員>

このものの趣旨と申しますのは、いじめの問題と密接に関わっていると思っておりまして、そういった意味におきましては私も伊藤委員同様、速やかに対応するという意味においては昼夜をたがわず、厳しい対応を迫られることがあるんだろうなと思って、身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<議長：根本市長>

どうでしょうか。その他、いかがですか。

特にご意見等無いようでございますので、お諮りをいたしたいと思っておりますけれども、大綱の素案については原案のとおりでよろしいでしょうか。

<全委員>

(異議なし)

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

それでは、大綱については原案のとおりという形にさせていただきたいと思っております。

あとは先ほど申し上げたような手続、パブコメ等の手続に沿って、また皆さん方にお諮りをいたしたいというふうに思っております。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

議案以外に皆さんから何かございましたらば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

<事務局>

次回の予定でございますが、先ほど、ご説明したとおり、10月に第3回総合教育会議を開催したいと考えております。

それから、大綱素案につきましてはご決定いただきましたので、パブリックコメントの手続をしたいと考えております。先ほど申し上げたような日程でございます。いただいた

意見をどう反映するかはまたご議論いただきまして、野田市教育大綱を策定いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

私が聞いてしまっただけではいけないんだろうけれども、パブコメの結果で議論があつて、大綱素案が変わったら、教育委員会の基本方針のほうも変わるのですか。

<事務局>

教育委員会の基本方針は年度の方針で動いております。ですから、今年度の基本方針については修正は加わりません。しかし、パブリック・コメント手続の結果、もし意見があつて反映させた場合は、次年度策定する教育委員会の基本方針のほうに落とし込む、また、今年の施策の実施の際に最後に参考にさせていただくようなことで考えたいと思っております。

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

よろしいですか。ということだそうでございます。

それでは、あとはよろしいですか。

特になければ、以上で第2回総合教育会議を終了いたします。どうもありがとうございました。